

別紙 料金表

利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆ ご契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

1. 〈1割負担〉

支給区分	I (おおむね週 1回)	II (おおむね週2 回)	III (おおむね週 3回以上)
1. 利用料金	13,315円	26,619円	42,225円
2. うち、介護 保険から給付さ れる額	11,983円	23,957円	38,002円
3. サービス利 用にかかる自己 負担額(1-2)	1,332円	2,662円	4,223円

2. 〈2割負担〉

支給区分	I (おおむね週 1回)	II (おおむね週2 回)	III (おおむね週 3回以上)
1. 利用料金	13,315円	26,619円	42,225円
2. うち、介護 保険から給付さ れる額	10,652円	21,295円	33,780円
3. サービス利 用にかかる自己 負担額(1-2)	2,663円	5,324円	8,445円

月ごとの定額制となっているため、以下の事項に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- (1) 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- (2) 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- (3) 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

月途中で要支援度に変更となった場合は、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します

☆ 額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆初回加算 1回あたり 228円

お客様の身体状況や生活環境などについて、適切な訪問介護計画書を作成し、より質の高いサービスを提供させていただくために必要な加算です。

- 1、 新規利用のお客様
- 2、 2ヶ月以上当事業所のサービスを利用せず再開するお客様  
上記に該当するお客様に対して訪問介護計画書を作成した同月内にサービス提供責任者が自ら訪問するか、訪問介護員と同行した場合に発生します。なお、同行時にサービス提供責任者は派遣時間の途中で退席する場合があります。

☆介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

1か月の利用単位数×8.6%の1割負担

法で定める介護職員処遇改善交付金の交付要件に該当する場合  
(賃金改正・研修体制など)